

年収130万円未満でも保険料が必要に？

知らなきや損する

令和4年10月からパート・アルバイトで働く人の社会保険（厚生年金・健康保険）への加入義務が拡大されます。

配偶者が厚生年金加入者で、自身がパート・アルバイトで年収130万円未満なら、配偶者に扶養されている人として、社会保険料の支払いはありません。配偶者と同じ健康保険に加入し、年金保険料の支払いがなく、将来国民年金が支給されます。保険料を支払うより、収入が扶養の範囲基準内で働く方がトクと考える人は多いと思います。

ただし、従業員数501人以上の企業に勤める場合は、130万円未満でも、社会保険加入の義務があります。今回の改正では、この従業員数が「101人以上」に拡大されます。

10月からは従業員数101人以上の企業に勤め、①週の所定労働時間が20時間以上②月額賃金（基本給・諸手当は含み、残業代・賞与などは含まない）が88,000円以上③継続して2か月以上雇用見込みがある④学生ではない——という4つの要件に該当する人は、年収130万円未満でも保険料を支払うことになるのです。

例えば月収が9万円の場合、令和4年度の保険料は、厚生年金が月額8,052円、健康保険料（協会けんぽ）は40歳未満が4,352円、40歳以上は介護保険料が加わり5,073円です。給与から天引きされる社会保険料の合計は、40歳未満12,404円、40歳以上13,125円になります。なお、従業員数は、企業に所属する労働者数ではな

年間給与の厚生年金月額保険料の目安

年間給与	120万円	150万円	200万円	250万円
月額保険料額	9,000円	11,600円	15,600円	18,300円

加入期間で増える厚生年金月額額の目安

年間給与	120万円	150万円	200万円	250万円
5年	2,500円	3,200円	4,300円	5,100円
10年	5,000円	6,400円	8,700円	10,200円
15年	7,500円	9,600円	13,000円	15,300円
20年	10,000円	12,900円	17,400円	20,500円

※厚生労働省資料より

く、厚生年金の被保険者（正社員やフルタイム労働者の4分の3以上の労働時間で働くパートなど）で数えます。令和6年10月にはさらに拡大され従業員数が「101人以上」から「51人以上」になる予定です。

社会保険は、現役世代が納めた保険料を原資として、高齢者を支える仕組みです。持続可能な社会保険制度のためには、保険料は重要ですから、社会保険の適用範囲は拡大されていくのです。

働き方の選択と家庭との両立は大変重要です。いかに時間を有効に活用して稼ぐかを考える一方で、税金や社会保険、夫の家族手当などによる手取額の減少などソントクを考えると複雑です。また、社会保険に加入すると老後の年金額の増額や万が一働けなくなった場合の傷病手当金（概ねお給料の3分の2）を受け取れるメリットもあります。制度改正の内容もよく理解して、自身の働き方を選択することが大切です。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サーティファイドファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

いしかわ暮らしのマネープラン

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで5,500円 2時間まで8,800円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます



■マイホーム相談 …… 33,000円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職マネープラン相談 …… 33,000円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

☎076-232-2038

要予約

(株)FPサポート研究所 <https://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00